

避難確保計画作成の手引き
(医療施設)

令和8年7月

仙台市危機管理局

- この手引きは、水防法(昭和24年法律第193号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき作成する避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。
- 各要配慮者利用施設では本手引きを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。
- 消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「避難確保計画」に記載すべき項目を追加することで、避難確保計画として仙台市に提出することもできます。
- 避難確保計画の作成にあたっては、仙台防災ハザードマップ等で災害に関する情報を確認するとともに、ご不明な点については仙台市に確認してください。

－目次－

【計画に掲載する項目について】	1
1. 計画の目的・報告	2
2. 計画の適用範囲	2
3. 防災体制	6
4. 情報収集及び伝達	18
5. 避難誘導	20
6. 避難の確保を図るための施設の整備	23
7. 防災教育及び訓練の実施	23
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）	24
別紙 防災体制一覧表	27
外部機関等への緊急連絡先一覧表	28

【計画に掲載する項目について】

《記載例》

<目次>

1. 計画の目的・報告
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育及び訓練の実施
8. 自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る)

《解説及び留意事項》

- 避難確保計画に記載すべき事項は水防法施行規則(平成 12 年建設省令第 44 号) 及び土砂災害防止法第八条の二に定められており、仙台市が示す「ひな形」は法に定める事項を満たすように作成されています。
- 従って、必要に応じ項目を追加することは構いませんが、項目の削除はしないようにしましょう。
- 自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。
対象災害が洪水の場合には、要配慮者利用施設に自衛水防組織設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第7項)。土砂災害を対象にしている場合には、自衛水防組織設置の努力義務規定はありません。

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、本施設における利用者の洪水時・土砂災害発生時または土砂災害のおそれがある場合の、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
※ 関連法：水防法・土砂災害防止法
- 作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水や土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。
- 避難確保計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく仙台市長（担当は危機管理局減災推進課）へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、避難に多くの時間を要するため、災害が発生した場合に深刻な被害を受けるおそれがあります。
- 要配慮者の確実な避難の確保を図るため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施・報告が義務づけられています。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

【施設の状況】

構造	☐ 木造 ☐ 非木造	階数	階建て	使用階	階
----	---	----	-----	-----	---

利用形態	通所 ・ 入所（長期・短期）							
利用者	平日 昼間	___名	平日 夜間	___名	休日 昼間	___名	休日 夜間	___名
施設職員		___名		___名		___名		___名

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者(患者やその他来院者)や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。
- 施設の階数や構造は、洪水からの避難の際、建物内での安全確保が可能か判断するうえで重要なポイントですので、忘れず記載してください。

【対象となる災害種別】

	対象河川名	浸水深の想定	早期の立ち退き避難が必要な区域か
洪水	〇〇川	☐ 0.5m未満 ☒ 0.5～3.0m ☐ 3.0m以上 ☐ なし	☒ はい ☐ いいえ
	〇〇川	☒ 0.5m未満 ☐ 0.5～3.0m ☐ 3.0m以上 ☐ なし	☐ はい ☒ いいえ
	〇〇川	☐ 0.5m未満 ☐ 0.5～3.0m ☐ 3.0m以上 ☒ なし	☒ はい ☐ いいえ
		☐ 0.5m未満 ☐ 0.5～3.0m ☐ 3.0m以上 ☐ なし	☐ はい ☐ いいえ
		☐ 0.5m未満 ☐ 0.5～3.0m ☐ 3.0m以上 ☐ なし	☐ はい ☐ いいえ
		☐ 0.5m未満 ☐ 0.5～3.0m ☐ 3.0m以上 ☐ なし	☐ はい ☐ いいえ
土砂災害	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	☒ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域
	土石流	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域
	地すべり	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域

※表中の「☐ なし」は、対象河川の洪水浸水想定区域に含まれていないが、家屋が倒壊するような河岸侵食が発生するおそれのある区域に含まれている場合にチェックを入れる。

《解説及び留意事項》

- 対象となる災害種別に関する情報は、以下のハザードマップ等にて確認することができます。
 - 1 「仙台防災ハザードマップ」(紙媒体として各区役所等でも配布しております。)
URL:<https://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/anzen/saigaitaisaku/hazardmap.html>
 - 2 「せんだいくらしのマップ」(インターネットで閲覧できる地理情報システムです。)
URL:<https://www2.wagmap.jp/sendacity-sp/>

- 早期の立退き避難が必要な区域とは、一般的な木造住宅を押し流すほどの氾濫流や河岸浸食が発生するおそれのある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)、又は浸水深3m以上の区域のことです。この区域は特に大雨時の災害リスクが高いため、早い段階で避難行動をとる必要があります。
- 土砂災害警戒区域等とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、県知事が指定します。
 - 1 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域
 - 2 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

■ 事前休業の判断について(該当する場合のみ記載)

早期注意情報(警報級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合や非常に強い台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休等が予定される場合、〇〇〇〇部門を臨時休業とする。

または午前・午後〇〇時の時点で、「仙台市 東部・西部」に以下のいずれかが発令または発表されている場合も同様とする。

- ・【警戒レベル3】高齢者等避難
- ・暴風警報または暴風特別警報、レベル3大雨警報またはレベル4大雨危険警報、レベル3氾濫警報またはレベル4氾濫危険警報、レベル3土砂災害警報またはレベル4土砂災害危険警報
- ・その他〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の場合 等

※台風の接近等、風雨の影響により公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、防災気象情報が発表された場合、通所・通院部門を事前休業とすることが考えられます。施設の営業時間、利用者の特性に応じて記載してください。

【別紙 1 施設周辺の避難経路図】

洪水や土砂災害のおそれがある場合の避難場所は、ハザードマップの洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等から、以下の場所とする。

(全ての避難場所について避難経路図を作成すること)

避難経路図

3. 防災体制（洪水）

《記載例》

《洪水が対象の場合》

	体制確立の判断時期※1	活動内容	対応要員※2
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・対象河川にレベル2 氾濫注意報の発表 ・所在地（仙台市東部・西部）にレベル2 大雨注意報の発表	・防災気象情報の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・所在地（仙台市東部・西部）にレベル3 大雨警報の発表	・防災気象情報の情報収集	情報収集伝達要員
		・利用者家族への事前連絡	
		・外来診療中止の掲示	
		・周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員
		・使用する資機材の準備	
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・対象河川にレベル3 氾濫警報の発表 ・【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・対象河川にレベル4 氾濫危険警報の発表 ・【警戒レベル4】避難指示の発令	・施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・対象河川のレベル5 氾濫特別警報又はレベル5 氾濫発生情報の発表 ・【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・緊急安全確保措置 （その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※1 避難情報は段階的に発令されるとは限らない。特にその他河川（中小河川）においては水位の変化が激しいため、防災気象情報や付近の状況等の情報収集に努め、危険と判断した場合は避難情報の発令を待たずに避難行動をとること

※2 自衛水防組織を設置した場合には、各防災体制に対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 河川については、河川の種類ごとに下記の情報が発表される。河川の種類や区間については、作成の手引き 10 ページに記載。

- ・河川氾濫に係る防災気象情報（レベル2 氾濫注意報、レベル3 氾濫警報、レベル4 氾濫危険警報、レベル5 氾濫特別警報）は洪水予報河川を対象に、河川単位で発表。
- ・大雨に係る防災気象情報（レベル2 大雨注意報、レベル3 大雨警報、レベル4 大雨危険警報、レベル5 大雨特別警報）は、水位周知河川及びその他河川（中小河川）を対象に、市町村単位（仙台市東部・西部）で発表。
- ・レベル5 氾濫発生情報は、洪水予報河川及び水位周知河川、その他河川（中小河川）を対象に、河川単位で発表。

《解説及び留意事項》

1. 洪水時の体制確立基準、体制区分ごとの活動内容、活動を実施する要員を検討・記載

① 活動内容

防災気象情報等の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討します。例えば、施設利用者等の引き渡し等の比較的時間を要する活動については、浸水前に安全な場所への避難を完了させる観点から、避難後に避難場所を実施することが望ましいといえます(浸水までに十分な時間を確保できる場合はこの限りではありません)。

② 体制の区分

- ・ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。ただし、防災気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。
- ・ 早期の立退き避難が必要な区域(家屋倒壊等氾濫想定区域、又は浸水深 3m以上の区域)に位置する要配慮者利用施設については、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された段階で、要配慮者だけではなく従業員等も避難する必要があります。

③ 体制確立の基準

避難情報が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定してください。

④ 対応要員

- ・ 各活動を実施する要員を検討します。
- ・ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、要員を検討する必要があります。

2. 避難情報

洪水・土砂災害などの災害の発生が差し迫り、住民に避難を促す必要がある場合に、市町村が発令する情報です。仙台市では、市民の安全を守るため、以下に示すように大雨時の避難情報を3段階に分け、対象の地域と開設する避難所等をお知らせしています。

(避難情報の発令区分)

警戒レベル	名称	内容	状況
3	高齢者等避難	高齢者や障害者など、避難に時間がかかる方や早期の避難が望ましい地域の方に避難を呼びかける情報です。それ以外の方も避難の準備をして、危険を感じるときなどは自主的に避難してください。	災害のおそれあり

4	避難指示	災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報です。危険な場所から直ちに避難してください。	災害のおそれ高い
5	緊急安全確保	災害の危険が目前に迫っているか、既に発生している状況です。命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保してください。避難所へ避難することが危険な場合は、今よりも安全な場所へ移動する等、命を守る行動をとってください。	災害発生または切迫

3. 指定河川洪水予報（河川氾濫に係る防災気象情報）

以下の基準に基づき、洪水予報河川を対象に气象台と河川管理者(国又は県)が共同で行う洪水予報の周知をいう。

洪水予報 (河川単位で発表)	発表基準	仙台市・要配慮者利用施設に 求められる行動
レベル2氾濫注意報	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫の発生に対する注意 (情報収集など)
レベル3氾濫警報	〇〇川△△水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づき氾濫危険水位(レベル4水位)に到達すると見込まれたとき	【仙台市】 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を検討 【要配慮者利用施設】 氾濫発生に対する警戒 (避難準備・避難)
レベル4氾濫危険警報	〇〇川の△△水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき	【仙台市】 【警戒レベル4】避難指示の発令を検討 【要配慮者利用施設】 氾濫発生に対する対応 (避難など)
レベル5氾濫特別警報	〇〇川において、氾濫発生を確認した場合及び切迫段階として〇〇川の△△水位観測所の水位が氾濫発生水位に到達したとき等 ※レベル5氾濫発生情報と一体的に発表	【仙台市】 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令を検討 【要配慮者使用施設】 氾濫発生に対する対応 (緊急安全確保)

※洪水予報はあらかじめ決められた水位観測所の水位(実測・予測)に基づき以下の区間に発表されます。

《洪水予報河川》

河川管理者(国又は県)が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

【水位観測所】

名取川は名取橋、広瀬川は広瀬橋、七北田川は市名坂

【洪水予報河川の区間】

① 名取川(下流)

左 岸:仙台市太白区山田字船渡前 3 番 1 地先(名取川頭首工)から海まで

右 岸:名取市高館郷野堂字五反田 48 番 2 地先(名取川頭首工)から海まで

② 広瀬川(下流)

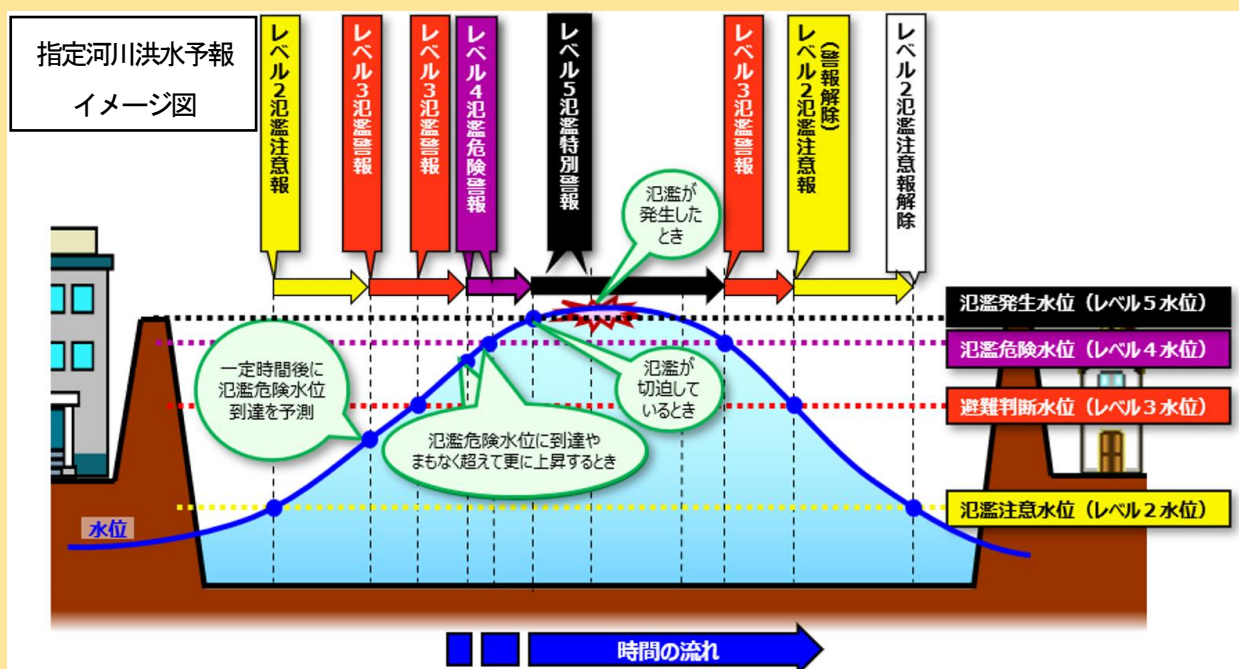
左 岸:仙台市若林区河原町 2 丁目 13 番 25 地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで

右 岸:仙台市太白区長町 1 丁目 1 番 1 地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで

③ 七北田川(下流)

左 岸:仙台市泉区七北田字赤生津 130 番 1 地先(赤生津大橋)から海まで

右 岸:仙台市泉区上谷刈字沼 104 番 1 地先(赤生津大橋)から海まで



4. 大雨に係る防災気象情報

大雨に係る防災気象情報は、河川氾濫(水位周知河川・その他河川(中小河川))と内水氾濫に伴う災害を対象に発表されます。なお、下記の発表基準は、河川氾濫に伴う発表基準です。

警報・注意報の種類 (市町村単位(仙台市東部・西部)で発表)	発表基準
レベル2大雨注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるとき
レベル3大雨警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるとき
レベル4大雨危険警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいとき
レベル5大雨災害特別警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいとき

※以下の区分により発表されます。

東部仙台: 仙台市東部(青葉区(宮城総合支所管内を除く)、宮城野区、若林区、太白区(秋保総合支所管内を除く))が該当

西部仙台: 仙台市西部(宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区)が該当

《水位周知河川》

河川管理者(国又は県)が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

【水位観測所】

広瀬川は広瀬橋、旧笹川は北目橋、笹川は杉の下橋、七北田川は小角、梅田川は苦竹、砂押川は八幡橋、増田川は上増田、名取川は余方

【水位周知河川の区間】

① 広瀬川

左右岸: 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで

② 旧笹川

左右岸: 笹川からの分派点から名取川への合流点まで

③ 笹川(下流)

左岸: 仙台市太白区西多賀 5 丁目 14 番 1 地先(唐松橋上流)から名取川合流点まで
右岸: 仙台市太白区富田字八幡東 33 番 3 地先(唐松橋上流)から名取川合流点まで

④ 増田川

左右岸: 上町川合流点から海まで

⑤ 七北田川(中流)

左右岸: 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで

⑥ 梅田川(下流)

左右岸:仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで

⑦ 砂押川(下流)

左右岸:多賀城市市川橋から海まで

⑧ 名取川(中流)

左岸:太白区茂庭字人來田西から太白区山田(名取川頭首工)まで

《その他河川（中小河川）》

上記に記載した河川以外の、その他河川(中小河川)については、川幅が狭く水位が短時間で急激に変化することから、水位に基づく洪水予報等が発表されない河川とされており、仙台市から段階的に避難情報が発令されない可能性があります。このため、こうした中小河川の周辺においては、気象庁の洪水キキクル※1 等で防災気象情報を確認し、状況に応じ仙台市からの避難情報の発令を待たずにすみやかに避難行動をとる必要があります。なお、仙台市では、中小河川の下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合に避難情報の発令を検討します。

また、大雨時に河川の様子を見に行くことは危険なため、国土交通省「川の防災情報」※2 等で状況を確認しましょう。

※1 気象庁の洪水キキクル

「キキクル」は雨による災害の危険度を5段階で色分けして地図上にリアルタイム表示するものです。

URL:https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/riskmap_flood.html(洪水キキクル説明ページ)

URL:<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#lat:38.303409/lon:141.135178/zoom:10/colordepth:normal/elements:flood> (洪水キキクルページ)

※2 「国土交通省 川の防災情報」

URL:<https://www.river.go.jp/index>

【その他河川(中小河川)の区間】

① 坪沼川

左右岸:村田町大字菅生字入谷地から名取川合流点まで

② 支倉川

左右岸:川崎町大字支倉字金田の音無末沢 1 号橋から坪沼川合流点まで

③ 笹川(上流)

左岸:仙台市太白区茂庭佐保山西地先から富沢字海老沢 14 番の 3 地先まで

右岸:仙台市太白区茂庭佐保山西地先から富田字八幡東 55 番の 1 地先まで

④ 後田川

左岸:仙台市太白区鉤取 3 丁目 26 地先から笹川への合流点まで

右岸:仙台市太白区鉤取 3 丁目 24 地先から笹川への合流点まで

- ⑤ 木流堀川
左岸:仙台市太白区富沢字砂押前 34 番の 2 地先から笹川合流点まで
右岸:仙台市太白区富沢字金先沢 23 番の 5 地先から笹川合流点まで
- ⑥ 藤川
左岸:仙台市宮城野区幸町 3 丁目 1 番地先から梅田川合流点まで
右岸:仙台市宮城野区幸町 5 丁目 2 番地先から梅田川合流点まで
- ⑦ 広瀬川(上流)
左右岸:坂下沢の合流点から仙台市愛宕橋まで
- ⑧ 高柳川
左右岸:仙台市泉区上谷刈字赤地 9 番の 2 地先の水門下流端から七北田川合流点まで
- ⑨ 要害川
左岸:仙台市泉区七北田字大沢中才 22 番地先から七北田川合流点まで
右岸:仙台市泉区七北田字大沢向原 89 番地先から七北田川合流点まで
- ⑩ 仙台川
左右岸:梅田川からの分脈点から七北田川合流点まで
- ⑪ 七北田川(上流)
左右岸:仙台市泉区福岡字蒜但木向地先から馬橋まで
- ⑫ 梅田川(上流)
左右岸:仙台市青葉区国見ヶ丘 6 丁目地先から仙台市宮城野区原町大田見橋まで
- ⑬ 砂押川(上流)
左右岸:大和町鶴巣山田樟平地先から多賀城市市川橋まで
- ⑭ 名取川(上流)
左岸:仙台市太白区秋保町馬場字町頭地先から太白区茂庭字人来田西まで
右岸:仙台市太白区秋保町馬場字町岳山先から直轄(県)管理まで
- ⑮ 斉勝川
左右岸:仙台市青葉区上愛子字宮入地先から広瀬川への合流点まで
- ⑯ 芋沢川
左右岸:仙台市青葉区芋沢字末坂地先から広瀬川への合流点まで
- ⑰ 大倉川
左右岸:寒風沢の合流点から大倉ダム上流まで
大倉ダム下流から広瀬川合流点まで
- ⑱ 青下川
左岸:仙台市青葉区大倉字大六天 20 番地先から広瀬川への合流点まで
右岸:仙台市青葉区大倉字青下 12 番地先から広瀬川への合流点まで
- ⑲ 新川
左右岸:初小屋沢の合流点から広瀬川への合流点まで

⑳ 岩の川

左岸:仙台市太白区茂庭字町田地先から名取川への合流点まで

右岸:仙台市太白区茂庭字愛宕山地先から名取川への合流点まで

㉑ 碁石川

左右岸:釜房ダム下流から名取川への合流点まで

㉒ 本砂金川

左岸:柴田郡川崎町大字本砂金字所夫 16 から名取川への合流点まで

右岸:柴田郡川崎町大字本砂金字原 98-2 から名取川への合流点まで

㉓ 西田中川

左岸:仙台市泉区西田中字青木前 1 番地先から七北田川への合流点まで

右岸:仙台市泉区西田中字三十刈山 60 番地先から七北田川への合流点まで

㉔ 萱場川

左右岸:塩の沢の合流点から八乙女川への合流点まで

㉕ 八乙女川

左岸:仙台市青葉区芋沢字黒森山国有林 18 林班地先から七北田川への合流点まで

右岸:仙台市泉区西中山 2 丁目 50 番地先から七北田川への合流点まで

㉖ 高野川

左右岸:仙台市宮城野区安養寺 3 丁目 17 番先から梅田川への合流点まで

㉗ 綱木川

左右岸:仙台市青葉区茂庭字馬越石 26 番の 1 地先から広瀬川への合流点まで

5. その他

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

「気象庁 警報・注意報発表基準一覧」

URL:<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/>

- 水位の情報は、以下のホームページから入手することができます。

1 「国土交通省 川の防災情報」

URL:<https://www.river.go.jp/>

2 「宮城県 河川流域情報システム」

URL:<https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

3. 防災体制（土砂）

《記載例》

《土砂災害が対象の場合》

	体制確立の判断時期※1	活動内容	対応要員※2
注意体制	所在地（仙台市東部・西部）※3にレベル2土砂災害注意報の発表	・ 防災気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	所在地（仙台市東部・西部）に以下のいずれかが発表された場合 ・ レベル3土砂災害警報の発表 ・ レベル4土砂災害危険警報の発表	・ 防災気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 患者家族への事前連絡	
		・ 外来診療中止の掲示	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員
非常体制	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 使用する資機材の準備	
		・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
	【警戒レベル4】避難指示の発令	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ レベル5土砂災害特別警報の発表 ・ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・ 緊急安全確保措置（その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※1 避難情報は段階的に発令されるとは限らないため、防災気象情報や付近等の情報収集に努め、危険と判断した場合は避難情報の発令を待たずに避難行動をとること。

※2 自衛水防組織を設置した場合には、各防災体制に対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※3 東部仙台：仙台市東部（青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く））が該当

西部仙台：仙台市西部（宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区）が該当

■ 土砂災害について

・ 土石流災害

大雨がきっかけとなり、谷や斜面にたまった土砂が、雨による水と一緒に一気に流れ出して起こる災害。

- ・ がけ崩れ災害

地面にしみ込んだ水分で土の抵抗力が弱くなり、弱くなった斜面が突然崩れ落ちる等、急な斜面で発生する災害。

- ・ 地すべり災害

比較的ゆるやかな斜面において、地中の粘土層などの滑りやすい層が地下水などの影響で、ゆっくりと動き出す現象。予測することが技術的に困難であることから、土砂災害に係る防災気象情報の対象となっていない。危険性が確認された場合は国や都道府県等の調査結果等を踏まえ、市町村が避難情報を発令することとされている。

《解説及び留意事項》

1. 土砂災害のおそれがある場合の体制確立基準、体制区分ごとの活動内容、活動を実施する要員を検討・記載

① 活動内容

防災気象情報等の収集から避難誘導までの、土砂災害のおそれがある場合における主な活動内容及びその順序について検討します。例えば、施設利用者等の引き渡し等の比較的時間を要する活動については、土砂災害発生前に安全な場所への避難を完了させる観点から、避難後に避難場所で実施することが望ましいといえます(土砂災害発生までに十分な時間を確保できる場合はこの限りではありません)。

② 体制の区分

体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

③ 体制確立の基準

避難情報が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定してください。

④ 対応要員

- ・ 各活動を実施する要員を検討します。
- ・ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、要員を検討する必要があります。

2. 避難情報

洪水・土砂災害などの災害の発生が差し迫り、住民に避難を促す必要がある場合に、市町村が発令する情報です。仙台市では、市民の安全を守るため、以下に示すように大雨時の避難情報を3段階に分け、対象の地域と開設する避難所等をお知らせしています。

(避難情報の発令区分)

警戒レベル	名称	内容	状況
3	高齢者避難	高齢者や障害者など、避難に時間がかかる方や早期の避難が望ましい地域の方に避難を呼びかける情報です。それ以外の方も避難の準備をして、危険を感じるときなどは自主的に避難してください。	災害のおそれあり
4	避難指示	災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報です。危険な場所から直ちに避難してください。	災害のおそれ高い
5	緊急安全確保	災害の危険が目前に迫っているか、既に発生している状況です。命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保してください。避難所へ避難することが危険な場合は、今よりも安全な場所へ移動する等、命を守る行動をとってください。	災害発生または切迫

3. 土砂災害に係る防災気象情報

警報・注意報の種類 (市町村単位(仙台市東部・西部)で発表)	発表基準
レベル2土砂災害注意報	大雨により、土砂災害が起こるおそれがあるとき
レベル3土砂災害警報	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがあるとき
レベル4土砂災害危険警報	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが大きいとき
レベル5土砂災害特別警報	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが著しく大きいとき

※以下の区分により発表されます。

東部仙台: 仙台市東部(青葉区(宮城総合支所管内を除く)、宮城野区、若林区、太白区(秋保総合支所管内を除く))が該当

西部仙台: 仙台市西部(宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区)が該当

4. その他

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

「気象庁 警報・注意報発表基準一覧」

URL:<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/>

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
防災気象情報※	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報、レベル4土砂災害危険警報	仙台市からのファックス、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報(避難指示等)	仙台市からのファックス、テレビ、ラジオ、仙台市ホームページ、緊急速報メール、仙台市避難情報ウェブサイト、杜の都防災Web、杜の都防災メール、仙台市危機管理局X(旧Twitter)、仙台市公式LINE 等

※ 河川氾濫に係る防災気象情報（レベル3 氾濫警報、レベル4 氾濫危険警報等）は、洪水予報河川のみ対象に発表される。

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《解説及び留意事項》

- 洪水浸水想定区域内に立地することを理由に仙台市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、仙台市から当該施設の所有者又は管理者に対して、避難情報等が提供されます。
- また、自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員(情報を受ける構成員を仙台市に報告)に対しても、仙台市から避難情報等が提供されます。
- 土砂災害警戒区域等に立地することを理由に仙台市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、仙台市から当該施設の所有者又は管理者に対して、レベル4土砂災害危険警報と避難情報が提供されます。
- なお、大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等を施設内から確認しその場にとどまることが危険と判断した場合や、以下に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、仙台市からの避難情報の発令を待つことなく避難行動を開始する。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路があふれていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認してください。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。
- 代表的な土砂災害の前兆現象

・がけの表面に水が流れ出す	・がけや斜面から水が噴き出す
・小石がパラパラと落ちる	・井戸や沢の水が濁る
・樹木が傾く	・樹木の根の切れる音がする
・樹木の倒れる音がする	・がけに割れ目が見える
・斜面が膨らみだす	・地鳴りがする
・家や擁壁に亀裂が入る	・地面が揺れる

(2) 情報伝達

《記載例》

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、防災気象情報、避難情報等を施設内関係者間で共有する。
- 外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、仙台市医師会や〇〇病院(連携する医療施設)に外来診療を中止する旨を連絡する。
- 患者を避難させる可能性がある場合には、「患者家族緊急連絡網」に基づき、患者の家族に対し、「今後の状況に応じ、〇〇〇〇(避難場所)へ避難する」旨を連絡する。避難の完了後は、その旨を患者家族に連絡する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制(連絡網及び連絡方法)については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる(体制が進むごとに共有すべき者は増える)ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいといえます。
- 外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を検討してください。
- 患者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱をきたさないようにすることが重要です。なお、患者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討してください。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

《解説及び留意事項》

- 避難場所の選定については、原則として、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の外の安全な場所にある指定避難所等を検討してください。
- 大雨時に初動で開設しない指定避難所があるため、事前に「仙台防災ハザードマップ」や仙台市ホームページ等で確認してください。
- 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の外の安全な場所に避難することが困難である場合は、早期の立退き避難が必要な区域、または土砂災害特別警戒区域に含まれていない、指定避難所や頑丈な建物の可能な限り上層階(がけの反対側)に避難してください。
- 移動が困難な要配慮者は、移動そのものに伴うリスクが高いことから、指定避難所等への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、近隣のコンクリート造などの堅牢な建物の高層階への避難や、屋内安全確保※が取れるよう、緊急の度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保しておくことが重要です。
- 指定避難所以外の建物を避難場所とする場合には、建物の所有者等と使用の可否等について事前に協議をしてください。
- 屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や土砂災害が発生した場合の孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、カルテのバックアップ、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要です。
 ※屋内安全確保:ハザードマップ等で施設等の浸水想定等を確認の上、上階への移動や高層階に留まること(待避)等により、計画的に安全を確保する行動です。なお、この場合、施設等自体は災害リスクのある区域にあることから、屋内安全確保を行

う場合は、少なくとも以下の条件が確保されている必要があり、居住者等が自ら判断する必要があります。

- ・ 施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に位置していないこと
- ・ 施設等の浸水しない階層に居室があること
- ・ 施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性のある支障(水、食糧、薬等の不足するおそれやライフライン及びトイレなどが使用できなくなるおそれ)を許容できること

※「屋内安全確保」は避難情報の「【警戒レベル5】緊急安全確保」とは異なるので注意が必要です。

※緊急安全確保:災害がすでに発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動です。少しでも浸水しにくい高い場所や、崖から離れた部屋、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する行動等が例として挙げられます。ただし、必ずしも身の安全を確保できるとは限りません。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙 1「避難経路図」のとおりとする。

《解説及び留意事項》

- ハザードマップには、避難経路となる道路のほか、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定します。
- 上層階への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意します。
- 避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても、雨の量が下水道などの排水施設の能力を超えるときや、河川などの排水先の水位が高くなったときに雨水を排水できなくなる、内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定します。
- 地域における水害・土砂災害の危険性に応じた避難や避難所開設について記載している地域版避難所運営マニュアルや、仙台市のハザードマップを基に、地域版ハザードマップを作成している地域団体等もあるため、それらを参照することが望ましいといえます。

(3) 避難誘導方法

《記載例》

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	避難場所	移動距離	移動手段	避難に要する時間
優先順位 1	〇〇小学校	300m	☒ 徒歩 ☐ 車両 ___ 台 他	10 分 (0.5m/s で計算)
優先順位 2	(株) 〇〇〇〇 2 階〇〇室	450m	☒ 徒歩 ☐ 車両 ___ 台 他	15 分 (0.5m/s で計算)
優先順位 3	〇〇〇〇 (系列施設)	3,000m	☐ 徒歩 ☒ 車両 3 台 他	6 分 (30km/h で計算)

- 洪水について、早期の立ち退き避難が必要な区域内での「屋内安全確保」は、家屋の倒壊や浸水の深さが 3m 以上となる等の危険性があることから、原則、行わない。
- 土砂災害については、施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立ち退き避難が推奨されている。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎(昼夜、休日)に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 車での避難は、浸水や土砂災害で動けなくなる危険性や、川沿いの道路から川に転落する危険を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断してください。
- 避難誘導にあたっては、拡声器やメガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置しましょう。
- 夜間の屋外への避難にあたっては、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が見て誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をします。
- 逃げ遅れた人がいないか、避難誘導の前後には必ず人数の確認を行います。
- 避難途中や避難後における患者の体調悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な患者(感染症の患者等)に対する対応方法についてあらかじめ検討しておく必要があります。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧（チェックを入れる）

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	☐ テレビ、 ☐ ラジオ、 ☐ タブレット、 ☐ ファックス、 ☐ 携帯電話、 ☐ 懐中電灯、 ☐ 電池、 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ 携帯電話バッテリー ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料 ☐ カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり___ℓ）、 ☐ 食料（1人あたり___食分） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
高齢者	☐ おむつ・おしりふき
障害者	☐ 常備薬
乳幼児	☐ おむつ・おしりふき、 ☐ おやつ、 ☐ おんぶひも
そのほか	☐ ウェットティッシュ、 ☐ ゴミ袋、 ☐ タオル 等

浸水を防ぐための対策

☐土のう ☐止水板 ☐そのほか（ ）

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄します。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や、予備電源等の施設又は資器材について検討し記載します。

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 本計画に基づく訓練を実施した際は、仙台市危機管理局まで報告する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 訓練については年 1 回以上必ず実施し、仙台市に報告することが義務付けられています。毎年〇月に訓練を行う、というように、定期的に取り組むようにしましょう。
- 訓練を実施した際は「訓練実施結果報告書」を使用し、仙台市危機管理局減災推進課までご報告願います。原則としてメールでの提出にご協力ください。
仙台市危機管理局減災推進課メールアドレス:hinan_kakuho@city.sendai.jp
- 研修や訓練には、ハザードマップ等の他、国土交通省や仙台市等が実施する出前講座等が活用できます。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時の避難に関する研修を別途実施してください。)
- 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ・ 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ・ 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ・ 自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第十五条の三第 8 項に基づき、遅滞なく、当該計画を仙台市長(担当は危機管理局減災推進課)へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

別添 1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第 1 条 管理権限者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表 1 に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第 2 条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第 3 条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表 2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第 4 条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

統括管理者 _____		
統括管理者の代行者 _____		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・ 館内放送等による避難の呼び掛け ・ 防災気象情報、洪水予報等の情報の収集 ・ 関係者及び関係機関との連絡
	班員 _____ 名	

避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認
	班員 _____ 名	

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

<別紙>

■防災体制一覧表（自衛水防組織を設置しない場合）

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

管理権限者 _____		
統括管理者の代行者 _____		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ・ 館内放送等による避難の呼び掛け ・ 防災気象情報、洪水予報等の情報の収集 ・ 関係者及び関係機関との連絡
	班員__名 _____	

避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認
	班員__名 _____	

■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
避難誘導等の支援者					
医療機関					

【添付資料】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

仙台市への提出は不要

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

[illegible]

■緊急連絡網

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

仙台市への提出は不要

氏名
連絡先

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

